

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	2	府省庁名	復興庁・経済産業省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	復興産業集積区域における機械及び装置の即時償却の適用期限の延長		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 復興産業集積区域における事業用設備のうち、機械及び装置の即時償却の適用期限の延長を要望する。</p> <p>・ 特例措置の内容 現行制度は、平成26年3月31日までが即時償却の適用期限となっており、その後平成28年3月31日まででは、50%の特別償却となっている。 この即時償却の適用期限を、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの2年間延長する。</p>		
関係条文	<p>東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の2、第17条の2、第25条の2 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第12条の2、第17条の2、第22条の2 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第3条の2、第6条の2の2、第9条の2の2</p>		
減収見込額	<p>[初年度] — （ ） [平年度] — (▲ 1,523) [改正増減収額] — (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 被災地においては、暮らしの再生に不可欠な雇用機会の確保は未だ十分とは言えないことから、雇用機会の確保に資する事業用設備の投資を促進する。</p> <p>(2) 施策の必要性 制度設計当初、被災地における早期の復興に資するため、平成26年3月31日までの期間を即時償却の適用期限として設定したが、津波被害を受けた沿岸部においては、産業用地の確保が困難なため、未だ事業所の進出・再開、設備投資を行うことが出来ない状況の地区も多く、雇用保険被保険者数を震災前と比較すると、雇用されている者の数は、震災前の水準まで回復していないと言える。 これらの状況を踏まえると、暮らしの再生に不可欠な雇用機会の確保は未だ十分とは言えないことから、即時償却の適用期限を2年間延長することにより、事業を再開する事業者や新規に進出する事業者による設備投資の促進を図る。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○ 東日本大震災復興基本法 第2条 東日本大震災からの復興は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。</p> <p>五 次に掲げる施策が推進されるべきこと。</p> <p>□ 被災地域における雇用機会の創出と持続可能で活力ある社会経済の再生を図るための施策</p> <p>○ 東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日 東日本大震災復興対策本部）</p> <p>1 基本的考え方</p> <p>（vi）震災等で大きく疲弊した東北地方の地域経済を再生するため、この基本方針に規定する取組みを実施するとともに、東北の新時代を実現すべく新たな投資や企業の進出を力強く支援する。</p> <p>政策評価体系</p> <p>施策(1) 復興特区制度に係る施策の推進</p>									
	政策の達成目標	復興産業集積区域において設備投資を行う事業者の増加									
	<table border="1"> <tr> <td>税負担軽減措置等の適用又は延長期間</td> <td>延長期間 2年間（平成26年4月1日から平成28年3月31日）</td> </tr> <tr> <td>同上の期間中の達成目標</td> <td>政策の達成目標に同じ</td> </tr> </table>	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	延長期間 2年間（平成26年4月1日から平成28年3月31日）	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ						
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	延長期間 2年間（平成26年4月1日から平成28年3月31日）									
同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ										
政策目標の達成状況	平成24年度中に復興特区法第37条に基づき指定を受けた件数 法人 844件 個人 19件										
有効性	要望の措置の適用見込み	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>法人</th> <th>個人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年度</td> <td>273件</td> <td>平成26年 9件</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>218件</td> <td>平成27年 7件</td> </tr> </tbody> </table>		法人	個人	平成26年度	273件	平成26年 9件	平成27年度	218件	平成27年 7件
		法人	個人								
平成26年度	273件	平成26年 9件									
平成27年度	218件	平成27年 7件									
要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	減価償却の前倒しによる資金繰り支援としての即時償却の適用期限の延長を措置することにより、復興産業集積区域における機械及び装置への設備投資を促進し、雇用機会の確保に資することができる。										
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	他の復興特区税制に基づく措置（復興特区法第38条から第40条まで）									
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—									
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—									
	要望の措置の妥当性	即時償却は、減価償却の前倒しによる資金繰り支援を図るものであることから、政策目的達成手段としての確かつ有効であり、また、事業者が支払うべき納税額について変動を与えるものではないことから、課税公平の原則に照らし必要最小限である。									
	ページ	2—2									

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成 24 年度中の復興特区法第 37 条に基づく指定の件数は以下のとおり。</p> <p>件数 法人 844 件 個人 19 件</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本特例を通じて被災地において、事業用設備の投資を促進し、雇用機会の確保に資することができる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 23 年度 創設</p>